

質問回答

2017年9月4日

「2017年度案件別外部事後評価:パッケージⅣ-4(パキスタン、ヨルダン、ラオス)」

(公示日:2017年8月23日/公示番号:170605)について、以下のとおり質問いたします。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	(業務指示書23頁、下から7-10行目)「パキスタン「電力セクター改革プログラム(I)(II)」については、治安上の理由により、現地調査は、全て現地調査補助員が行うことを想定している。本業務従事者は、現地調査補助員による情報収集及びインタビュー結果等を基に机上評価を行うこととなる」	業務指示書に左記のように記載がありますが、弊社はパキスタンでの現地調査の経験が豊富であり、今年も貴機構業務でパキスタン現地調査の経験があります。弊社としては、現地調査補助員を活用することに加え、評価担当者が机上調査のみならず、パキスタン財務省(イスラマバード)での1週間程度の現地調査を実施することも効果的な評価業務にとって有益と考えますが、そうした提案は許容されますか。	JICAの安全対策強化の方針に従い、2017年度の外部事後評価業務においては功労金対象国・地域(A、B)への評価者(業務従事者)の渡航は行わない方針としています。ご理解のほどお願いいたします。 なお、実施機関へのインタビューについては、第三国への招聘(ただし査証については要確認)や、JICAのTV会議システムの使用も選択肢としてご検討いただけます。
2	(業務指示書23頁、上から7-10行目)「第三国もしくは本邦にて、現地調査補助員等と打ち合わせを行い」	現地調査補助員を日本に招致して会合を持つ場合、大卒後の経験数によっては、相当号数クラス(ビジネスクラス)でのフライトは見積もって差し支えないでしょうか。	エコノミークラスで見積もってください。
3	(業務指示書28頁)業務実施スケジュールについて	2018年1月に第1次調査、4月頃に第2次調査を行うとの目安ですが、他業務等との関係で実際の調査日程が「目安」より数週間以上、遅くなること(ないしは早めざるを得ないこと)が予想される場合、プロポーザルにその旨記載しても不利な扱いとはならないでしょうか。	業務の品質確保が可能なスケジュールのご提案であれば、現地調査時期がずれても不利にはなりません。

4	パキスタンの現地調査について	パキスタンの現地調査が不可能な場合、本来現地調査として必要な日数を現地調査補助員を遠隔操作するための日数(国内調査)として振り替えることにより、結果として3案件全体で想定している国内調査日数の総数を超過したとしても構わないでしょうか。	業務従事者・現地調査補助員共に、業務指示書に記載した業務量は、既にパキスタンの机上評価を前提とした積算としています。 ただし、他2案件の現地業務に支障がないことを前提に、指示書で提示している現地業務・国内業務の振替を提案すること、その結果として、目安として提示している国内業務日数を超えることは可能です。
---	----------------	---	---

以上